佐倉市都市公園に係る公園清掃協力団体の登録及び清掃活動等への支援に関する要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、公園の環境の維持及び向上並びに地域におけるコミュニティの醸成を図るため、公園清掃協力団体の登録及び清掃活動等への支援に関して必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）公園　都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項に規定する都市公園をいう。

（２）清掃活動等　公園の清掃、公園の危険木や施設の不具合などの市への通報その他公園の環境の維持及び向上のために必要な活動をいう。

（３）公園清掃協力団体　佐倉市内において清掃活動等を行う団体をいう。

（４）管理作業　清掃活動等のうち、公園の清掃、ごみ回収及び除草作業をいう。

　（登録団体）

第３条　公園清掃協力団体として登録しようとする団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

（１）原則として１８歳以上の者によって構成される５人以上の団体

（２）市内に住所を有する者、勤務地、学校等が市内にある者又は市内に事業所を有する法人に属する者が構成員の半数以上を占める団体

（３）佐倉市暴力団排除条例（平成２３年佐倉市条例第２６号）第２条第３号に規定する暴力団員等が構成員となっていない団体

　（登録手続）

第４条　公園清掃協力団体として登録しようとする団体の代表者は、公園清掃協力団体登録申請書（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　公園清掃協力団体は、原則として１公園につき１団体とする。ただし、公園の大きさその他の事情から市長が特に認めるときは、この限りでない。

３　市長は、公園清掃協力団体登録申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、申請のあった団体の代表者に対し、公園清掃協力団体登録通知書（別記様式第２号）を交付するものとする。

４　公園清掃協力団体の登録期間は、毎年３月３１日までとし、次年度も清掃活動等を継続する場合は、市長が別に定める日までに再度、公園清掃協力団体登録申請書を市長に提出しなければならない。

　（実績報告）

第５条　公園清掃協力団体の代表者（以下「代表者」という。）は、市長が別に定める日までに、公園管理月報（別記様式第３号）を市長に提出することにより、清掃活動等の報告を行うものとする。

　（登録の取消し）

第６条　市長は、公園清掃協力団体が次に掲げる事由に該当する場合は、公園清掃協力団体の登録を取り消すものとする。

（１）第３条各号に規定する公園清掃協力団体を構成する団体の要件を満たさなくなった場合

（２）清掃活動等を行っているときに次に掲げる行為を行った場合

　　ア　営利を目的とする活動

　　イ　特定の政党の利害に関する活動

　　ウ　特定の宗教に関する活動

２　市長は、前項の規定により公園清掃協力団体の登録を取り消したときは、代表者に対し、公園清掃協力団体登録取消決定通知書（別記様式第４号）によりその旨を通知するものとする。

　（届出事項）

第７条　代表者は、公園清掃協力団体が次の各号に掲げる事由に該当するときは、それぞれ当該各号に定める書類により、市長に届け出なければならない。

（１）登録内容に変更があったとき　公園清掃協力団体変更届（別記様式第５号）

（２）登録を辞退するとき　公園清掃協力団体登録辞退届（別記様式第６号）

（３）清掃活動等を休止するとき　公園清掃協力団体活動休止届（別記様式第７号）

（４）清掃活動等を再開するとき　公園清掃協力団体活動再開届（別記様式第８号）

　（公園清掃協力団体への支援）

第８条　市長は、清掃活動等に必要な清掃用具を公園清掃協力団体に対して給付し、又は貸与することができる。

　（謝礼金の交付）

第９条　市長は、予算の範囲内において、別表のとおり、公園清掃協力団体が管理する公園の面積（以下「管理面積」という。）に応じ、公園清掃協力団体に対して謝礼金を支払うことができる。

２　市長は、前項の規定により謝礼金を支払う場合は、代表者に対し、謝礼金の額の算出根拠を示した文書を送付するものとする。

３　市長は、第６条第１項の規定により公園清掃協力団体の登録を取り消したときは、謝礼金を支払わないものとする。

４　市長は、公園清掃協力団体が次に掲げる事由に該当するときは、謝礼金の全部又は一部を支払わないことができる。

（１）公園管理月報に清掃活動等の内容の記載がないとき。

（２）公園管理月報の記載に虚偽があると認められるとき。

（３）公園の環境の維持及び向上に資する活動を行っていないと認められるとき。

５　市長は、前２項の規定により謝礼金の全部又は一部を支払わない場合は、代表者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

　（補則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則（令和４年１２月５日決裁佐公第３９８号）

　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第９条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理面積 | 基本額 | 加算額 |
| ５００平方メートル以下のもの | ６，０００円／年 | ２０円／㎡・年 |
| ５００平方メートルを超えるもの | １２，０００円／年 |

　備考

　　１　公園清掃協力団体に対する謝礼金は、基本額及び加算額を合算したものとする。

　　２　年度の途中で新たに登録し、又は清掃活動等を休止し、若しくは登録を抹消した公園清掃協力団体に対する謝礼金の額については、謝礼金の合算額を１２で除し、清掃活動等が確認された月数を乗じて得た額（１円未満の端数は切り捨てる。）とする。

　　３　年度の途中で管理面積が変更された場合は、次の各号に掲げる謝礼金の額の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、謝礼金の額を算出するものとする。

　　（１）基本額（管理面積の変更により基本額に変更がある場合に限る。）　管理面積が変更された月（以下「変更月」という。）の前月までの月の管理面積に応じた基本額を１２で除し、当該期間の月数を乗じた額と、変更月以後の管理面積に応じた基本額を１２で除し、当該期間の月数を乗じた額を合算するものとする。

　　（２）加算金　変更月の前月までの月の管理面積に基づき算出した加算金を１２で除し、当該期間の月数を乗じた額（１円未満の端数は切り捨てる。）と、変更月以後の管理面積に基づき算出した加算金を１２で除し、当該期間の月数を乗じた額（１円未満の端数は切り捨てる。）を合算するものとする。

　　４　管理作業の回数が基準に満たないために、公園清掃協力団体との協議に基づき、市が委託業者に管理作業を発注することとなった場合は、次の各号に掲げる当該発注の回数に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり減額する。

　　（１）１回　謝礼金の２分の１を減額

　　（２）２回　謝礼金の４分の３を減額

　　（３）３回以上　謝礼金の全部を減額